

公益社団法人 愛知県医師会定款施行細則

定款第 67 条の規定に基づき、愛知県医師会定款施行細則を次のように定める。

目次

- 第 1 章 会員及び会費(第 1 条―第 5 条)
- 第 2 章 代議員及び予備代議員の選出(第 6 条―第 10 条)
- 第 3 章 議長及び副議長の選定(第 11 条―第 12 条)
- 第 4 章 役員の選任(第 13 条)
- 第 5 章 裁定委員の選任(第 14 条)
- 第 6 章 日本医師会代議員及び予備代議員の選出(第 15 条―第 16 条)
- 第 7 章 雑則(第 17 条)
- 附 則

第 1 章 会員及び会費

(入会申込書、退会届出書及び異動報告書)

第 1 条 定款第 7 条の規定に基づく会員の入会申込書、退会届出書及び異動報告書の様式は、理事会が決める。

(本会入会年月日)

第 2 条 本会への入会については、郡市区医師会又は大学医師会(以下「郡市等医師会」という)に入会し、本会に送付された入会申込書に記載してある入会年月日をもって、本会の入会年月日とする。

(本会退会年月日)

第 3 条 本会からの退会については、所属の郡市等医師会に退会の手続をし、本会に送付された退会届出書に記載してある退会年月日をもって、本会の退会年月日とする。

(会費、負担金及び徴収方法)

第 4 条 定款第 8 条第 2 項の規定による会費の額及びその徴収方法については、毎年、代議員会の決議を経て定める。

2 定款第 8 条第 2 項の規定による負担金の額及びその徴収方法については、必要に応じその都度、代議員会の決議を経て定める。

(入会金)

第 5 条 定款第 7 条第 2 項の規定による入会金の額及びその徴収方法については、毎年、代議員会の決議を経て定める。

第 2 章 代議員及び予備代議員の選出

(代議員及び予備代議員の選出の委託)

第 6 条 定款第 16 条及び第 18 条の規定に基づく本会の代議員及び予備代議員の選出は、

郡市等医師会に委託して行う。

2 会長は前項の委託に関する状況の報告を、いつでも郡市等医師会長に対して、求めることができる。

3 第1項の選出が本章の定めるところにより適正に行われるよう、会長は必要と思料する処置の実施をいつでも郡市等医師会長に対して、求めることができる。

(代議員及び予備代議員の定数基準)

第7条 本会の代議員の定数は、会員数が60名以内の郡市等医師会においては1名、60名を超えるものにおいては、60名又はその端数を加えるごとに1名を加えた員数とする。ただし、名古屋市医師会においては、名古屋市医師会の各区ごとに代議員数を算定する。

2 予備代議員の数は、代議員の数と同数とする。

(代議員選出における会員名簿及び員数決定)

第8条 本会の代議員選出の基準となる会員数は、選出の前年の12月1日現在の会員名簿による。

2 各郡市等医師会において選出すべき本会の代議員の員数は、本会の決定したものによる。

(会員数の異動)

第9条 本会の代議員の選出後において、当該郡市等医師会の会員数に異動があっても、次の改選期までは、その代議員の定数は変更しない。

(代議員及び予備代議員選出の報告)

第10条 郡市等医師会において本会の代議員及び予備代議員の選出が行われたときは、当該郡市等医師会長は、その代議員及び予備代議員の氏名、生年月日、住所をおそくとも4月20日までに、補欠の選出の場合はその都度、本会会長に報告するものとする。

2 本会会長は、郡市等医師会より報告のあった代議員及び予備代議員の名簿を速やかに本会ホームページの会員専用ページに掲載するものとする。

第3章 議長及び副議長の選定

(仮議長)

第11条 代議員会の議長及び副議長がともに欠けたときは、代議員会において、代議員の年長者の中から仮議長を選定し、議長選定までの職務を行わせる。

(代議員会の議長及び副議長の選定)

第12条 定款第21条第2項の規定に基づく代議員会の議長及び副議長の選定については、愛知県医師会選挙規則の定めるところによる。

第4章 役員の選任

(役員を選任)

第13条 定款第32条及び第33条の規定に基づく役員等の選任は、愛知県医師会選挙

規則に定めるところによる。

第5章 裁定委員の選任

(裁定委員の選任)

第14条 定款第45条の規定に基づく裁定委員の選任については、愛知県医師会選挙規則の定めるところによる。

第6章 日本医師会代議員及び予備代議員の選出

(日本医師会代議員及び予備代議員の選出)

第15条 本会において選出する日本医師会代議員及び予備代議員の選出については、日本医師会定款及び定款施行細則の規定の他、本細則及び愛知県医師会選挙規則の定めるところによる。

(選出すべき員数)

第16条 選出すべき日本医師会代議員及び予備代議員の員数は、日本医師会定款施行細則の定めるところによる。

第7章 雑則

(定款施行細則の変更)

第17条 この定款施行細則の変更をしようとするときは、代議員会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この愛知県医師会定款施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立、又は一般社団法人の登記の日から施行する。